

NPO 法人 練馬すすしろ会

(旧練馬家族会)

特定非営利活動法人 練馬精神保健福祉会 (旧練馬精神障害者家族会)

2021年4・5月号

発行元：NPO 法人練馬すすしろ会事務局 〒176-0002 東京都練馬区桜台1丁目6-3 吉村ビル 303

URL: <http://www.nerima-kazokukai.net/> Tel&Fax: 03-3994-3382 E-Mail: nfo@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

—皆さまのご参加をお待ちしています—

- 家族交流会・他の家族の方々とお話ししてみませんか。
 - ・ 日時：第4日曜日 (2020年9月から) 13:30~16:30
 - ※2021年5月23日(日)は13:30より総会があります。そのあと交流会です。
 - ・ 場所：区民・産業プラザ(ココネリ)3階 研修室5 (部屋は変更することがあります) 練馬駅北口1分
 - ・ 初めての方は事前にご連絡ください。
- 電話相談：精神障がい者相談員による電話相談を行っています。連絡先は8ページをご覧ください。

- ・練馬すすしろ会のホームページに是非お越しください。なお、URLは <http://www.nerima-kazokukai.net> です。
- ・会員投稿に関しては、法令、制度や固有名詞等以外の「障害」表記は原則として「障がい」または「障碍」とします。

—NPO 法人練馬すすしろ会 講演会—

障害のある子の「親なきあと」 ～「親あるあいだ」の準備～

日時：2021年2月28日 14:00~16:15

場所：練馬区民・産業プラザ(ココネリ)3階 研修室2

講師：渡部伸氏 「親亡きあと」相談室主宰 行政書士・社会保険労務士

2018年に、改定「障害者総合支援法」が施行され、いくらか改善された。今が不満な状況でも、自分たちの活動でより良い制度に変えることができるので、より良い制度を作るために家族会等はその中心になって運動をしていく必要がある。

さて、「親なきあと」には3つの課題がある。

【第一】は「お金をどうやって残すか」である。残された子どものために、どの程度お金を残せばよいかと良く聞かれるが、金額の多寡よりも本人のために使われる仕組みを準備することが大切である。「相続」は「争続」の原因となる。

家裁に調停に持ち込まれる金額の約1/3が1,000万以下である。これを避けるためには遺言書があればよい。遺言には自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類がある。自筆証書遺言は、日付をいれ、全て自分で書き、署名・押印し封印すれば何度書いても良い。公正証書遺言は公証役場で作

成する。遺言書に遺言執行者を指定しておくとの手続きが簡単になる。

次に、「福祉型信託制度」という制度がある。これは、子どもの生活に必要な額を必要な時に渡す仕組みで銀行でなくともよい。親が信託契約を結び、自分が亡くなった後も子どものために給付してもらおうという制度である。ある程度判断能力があり自分でお金を使える人には有効な制度である。さらに、この制度は子どもが亡くなった後まで指定できる。これは遺言ではできない。例えば、家族会に寄付するとかである。

信託制度の新しい情報としては、親の死亡保険金を信託財産として定期的に給付することができる「生命保険信託」や、信頼できる人を受取人として親の財産を子どものために活用できるという「家族信託」制度がある。この制度は不動産を含めて対応できる。

信託銀行の個人向けサービスとしては、「特定贈与信託」と「遺言代用信託」がある。「特定贈与信託」とは特別障害者は6000万円、特定障害者は3000万円まで非課税で贈与できる制度である。信託報酬や管理費用がかかることもあり、途中でやめることはできない。「遺言代用信託」は数百万～3000万までの額で、一時金型と年金型があり管理報酬は基本的にかからない。

次に「障害者扶養共済制度」についてふれる。これは、保護者が死亡または重度障害になった時、障害者に一口2万円の年金が生涯にわたり支給される制度である。障害者を扶養している満65歳未満の人が加入できる。掛け金は35歳未満だと一口9300円から5歳刻みで高くなる。加入日から20年経過し、65歳到達の日に払い込みは終了する。

更に「個人型確定拠出年金(iDeCo)」という制度もある。これは、親と同居している間、障害基礎年金を積み立てておいて、将来の老後資金として活用する制度である。多くの金融機関が扱っており、毎月積み立てて原則として60歳から年金を受け取る。年金積立なので、原則として途中解約はできない。

では、そのようなお金をどうやって管理したらよいのか。一般的には以下の3つがある。

(1)判断能力が不十分な場合:成年後見制度の利用。民法に基づく法定後見と、任意後見に関する法律に基づく任意後見の2種類がある。法定後見には、判断能力により、後見、保佐、補助の3種類がある。申し立ては家庭裁判所に行い、家裁が後見人を決定する。後見人の業務は、①財産管理 本人の預貯金の管理、不動産などの管理・処分 ②身上保護 診療、看護、福祉サービス等の利用契約。ただし、介護的な対応は原則としてしない。

実は後見人による不正事故があり、その不正防止のため、後見制度支援信託や後見監督人の選定などがある。一度後見が始まると途中でやめることは基本的にできず、本人が亡くなるまで続く。

後見人には費用がかかるため、親が元気で子どもの面倒を見られる間は後見人を付けなく、健康等に不安が生じたら検討したら良い。相続の手続きが始まる時には、後見人が必要になることが多い。社会福祉法人が、内部に法人後見チームを設置し、外部の専門職が参加し、後見監督人の選任などを条件として、施設を利用している障害者の後見人になることができる。

任意後見制度もある。現時点では判断能力には問題はないが、将来衰えたときに備えて任意後見人を

を決めて契約する制度であり、親自身の将来のために準備するものである。

(2)日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)とは:ある程度判断能力があるが、日常的な金銭管理等に不安がある場合は日常生活自立支援事業の利用が良い。福祉サービスの利用援助、金銭や書類管理などができ、成年後見の簡易版である。事業主体となる社協などから、支援員が訪問するので見守りの効果もある。福祉サービス利用援助、定期訪問、金銭管理、預金通帳など預かりサービス等、各々に低額の利用料で利用できる。

(3)判断能力に問題が無い場合:年金の受け取りや生活費の支払い、福祉サービスの利用のサポートを受けるために、第三者と財産管理等の委任契約を結ぶ。日常生活自立支援事業も利用可能な場合がある。

結論として「親なきあと後見」とは、任意後見契約と見守り契約をセットし、親の任意後見人として支援を受けると同時に、子どもの必要な支援に繋げる切れ目のない支援を構築するようにすればよい。

最後に、お金がたり無くなった時のセーフティネットについて触れる。

制度としては、①生活福祉資金貸付制度 ②生活困窮者自立支援制度 ③生活保護の申請がある。

【第二】は生活の場はどこになるかである。

障害者が地域で継続的に生活できるようにするため、次の5つの機能を持つ地域生活支援拠点を整備する。①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的な人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりといった項目を含む地域生活支援拠点の整備である。また、選択肢が増えて来た住まいと暮らし方がある。

(1)本人の重度化・高齢化に対応したグループホーム:2018年「日中サービス支援型グループホーム」が登場した(神奈川県相模原市)。これは重度あるいは高齢になった障害者が、毎日出かけるのはつらく部屋でゆっくりしたいというニーズに対応したもので、1日を通じて一人以上の世話人がいて支援できるというものである。

(2)有料老人ホームとグループホームの一体型:「親子一緒に住みたいが、高齢で子どもの面倒は見られないので、子どもを支援してくれるところで一緒に生活したい。」という要望に基づいて2018年に設置された(大分県宇佐市)。これは、扉を隔てて、半分は高齢者の有料老人ホーム、半分が障害者のグループホームとなっているもの。親子が同じ施設で支援を受けながら暮らせるというメリットがある。

(3)グループホームと同じ敷地内に親が住めるシ

シェアハウス：敷地内に数棟の建物があり、半数は障害者のグループホームで、半数は共生型シェアハウスである（千葉県富津市）。コミュニティ内には中庭や遊歩道、家庭菜園などがありコミュニティの住民同士の交流はもちろん、地域の人たちとも関わりをもちやすいような工夫がなされている。

このような共生型サービスとは、障害福祉か介護保険のいずれかの事業所が、もう一方の事業もできるようにしようとする2018年度から新しく始まった制度である。それまでは、障害者が65歳になり、介護保険の被保険者となると、介護保険が優先されて、それまで通っていた生活介護の施設が利用できなくなるケースがあった。そこで、両方の制度にあって類似するサービスである居宅介護、生活介護、短期入所について障害者も高齢者もともに利用できるようにしたという制度である。

第三】子どもが困った時に頼れる制度としては、見守りに関する自立生活援助という新しいサービスがある。これは一人暮らしの障害者を支援、利用者の居宅を訪問し食事・洗濯・掃除・ゴミ出し・各種支払いや体調等の確認を行い必要な助言を行うという制度である。

現在、相談者はいろんな問題を各担当セクションに各々連絡を取り、相談しなければならないが、「親なきあと相談室」を作り、そこにお相談すれば、そこから各セクションに話を繋ぐというようにすればはるかに相談しやすくなる。

最後に、今からやっておくべき準備について触れる。

第1 親がいなくなった時、子どもの事を知ってもらう書類「ライフスタイルカルテ」を作っておくことである。記入することは、住所、氏名、緊急連絡先、医療に関する情報、障碍の性質、プロフィール情報、好きな事、苦手な事、コミュニケーションの取り方、食事・入浴等生活の事等を記入しておき、支援者がそれを読めばどう対応したら良いかがわかるようにしておく。

第2 将来子どもが困らないために ①定期的にお金が入る仕組みを用意する（年金、手当、信託など）
②そのお金が子どもの生活に使われる仕組みを用意する（成年後見、日常生活自立支援事業など）
③生活の場＝住む場所の確保 ④困った時に頼れるルートを確認する

これら全てができなくとも、地域の中で接点を持っていれば何とかできるので、孤立せず地域での接点を作るよう努力することが大事である。

※講師のご意向により、演題の中では「障害」を使用しました。
(文責 HK 生)

きらら風便り

豊玉障害者地域生活支援センターきらら所長
菊池 貴代子氏

～令和3年度に向けて～

練馬すずしろ会のみなさま、こんにちは。

日頃より地域生活支援センター、練馬区社会福祉協議会の活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の中での運営を模索した年でした。メンバーとともに一緒にアイデアを出し合い、できることをみつけてきました。

きららが重点的に取り組む事業として、地域に「ひろく」、地域の人と人を「つなげる」、多様な障がいのある人が参加しやすいプログラムを展開し「ひろげる」という3つのコンセプトで実施していた『オープンきらら』においても、人が集まれないという状況で新たな連携と新パンフレットを創ることができました。

「ねりま若者サポートステーション」の“若者たち”との協働です。プロジェクトチームが打ち合わせ・見学・メンバーやボランティアへのインタビュー・写真撮影・試作を重ね、完成発表会まで多くの時間をかけながら「パンフレットづくり」に取り組んでくれました。観葉植物のグリーンとリラックスしているメンバーの様子をイメージした表紙のイラストはオリジナルです。是非、機会がありましたらご覧ください。

令和3年度も、「練馬すずしろ会」のみなさまとともに障がいのある人たちが暮らしやすい地域をつくっていきます。今年度もよろしく願いいたします。



—NPO 法人練馬すずしろ会—

「練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の素案へのパブリックコメント提出」

上記素案が昨年末に提出された後に、松沢理事長と吉井理事はパブリックコメントを区の障害者施策推進課に提出しました。その内容について報告します。

この素案は第一章が障害者を取り巻く主な状況、第二章が基本理念と計画の構成、第三章・第四章が施策の展開や実施事業、第五章では本計画の内容、第六章で計画推移の取組、そのあとに資料がついた全部で86ページの冊子です。

1. 第1章：障害者の状況

練馬区の障害者数は増えています。特に、精神障害者増加率が高い(35.3%)。

単位：人

区分	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	増加率
人口(千人)	719	724	728	732	739	2.8%
身体障害者	19,828	20,163	20,310	20,343	20,405	2.9%
知的障害者	4,550	4,686	4,825	4,972	5,050	11.0%
精神障害者	5,586	6,041	6,467	7,001	7,560	35.3%
合計	29,964	30,890	31,602	32,316	33,015	10.2%
障害者の割合	4.17%	4.27%	4.34%	4.41%	4.46%	0.29ポイント

注) 三障害とも、各年度3月31日現在の手帳所持者数を示す
 なお、精神障害者については、自立支援医療(精神通院)受給者数があり、上記手帳所持者数より、75%(令和元年度)多い。この増加率17.8%でも三障害のなかで最大である。

単位：人

自立支援医療費受給者	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	11,244	11,836	12,321	13,024	13,251 =17.8%増

2. 第2章：障害者の意向

(練馬区障害者基礎調査から引用)

- (1) この項では、「練馬区に住み続けたいと思いますか」「10年後の希望する暮らし方」が問われて、精神障害者については、65.4%が「練馬区に住みたい」、24.8%「ひとりで住みたい」(三障害中最大)、50.1%「家族と一緒に住みたい」(三障害ほぼ同じ水準)と出ている。
- (2) 就労意向：現在働いていないのうち、精神で「働きたい」33.7%、「働きたいが働けないと思う」30.2%、両項目で三障害中最大。
- (3) 介助・救助者が希望する支援：「区からの情報提供」、「家族等に対する相談体制を充実させる」、「障害特性の理解や、適切な対応をするための知識・方法を学ぶ家族向けプログラムの実施」の要望が多かった。「無回答」42%が三障害中最大であるのが注目される。
- (4) 差別・人権侵害：「いつも感じる」、「たまに感じる」で、身体26.5%、知的44.1%、精神35.0%と知的に次いで高い。

コメント

- (1) 施策1：『住まいの確保と地域移行の支援』について
 地域の中で生活をする、親亡き後に一人で生活をするという点では家賃が高く貸してもらえる物件が少ないこと、サポート付きの物件も少ないこと、居住支援法人のサービスや活動が適切なかどうか。(松沢)
- (2) グループホームの増室の内容が当事者の意向に沿ったものなのか、通過型の増加は安心して住み続けたいと思う当事者にとり大きな心のストレスになるのではないかと、区内に登録されている居住支援法人の実態と活動状況が都から報告があるなら広くアナウンスしてほしいとコメントしました。(吉井)
- (3) その他、医療的ケアを受けている家族だけでなく、精神障害者の家族に対しての負担軽減であるショートステイ、レスパイトケア、また当事者からの暴力行為があった場合の24時間対応の一時避難できるシェルターなどを提案しました。(吉井)
- (4) 『人材育成』ですが共生型サービスが施行され、障害福祉サービスと介護福祉サービスの両方への対応が求められています。障害と介護の人材育成が新規事業で一本化するのであれば、共通課題はもちろんのこと専門性の相互理解が必須です。『相談体制の強化』や『権利擁護』に

も関わりますが当事者が高齢になったとき、また家族がなくなった後も混乱せず安心して相談できる環境を構築すべきではないかと思えます。また、人材確保が厳しい福祉業界は仕事量が多いのに担い手がいない現状なので、有償ボランティアを活用してその費用を助成してはどうかと提案しました。

(松沢、吉井)

(5) 施策2『相談体制の強化』では基幹相談支援センターの業務量と人の数と質が充分かどうか、地域精神保健相談員のさらなる増員と安定した雇用保証を理事長が提案し、吉井は発達障害のケースは幼児期と成人期にわけて相談体制を構築し、臨床心理士等の専門職を基幹相談支援センターに各一名配置していただきたいと提案しました。(松沢、吉井)

(6) 施策3『就労支援』レインボーワークの在り方、定着支援のために初期集中支援事業のほかに当事者に自衛手段を与えるという画期的な提案がされています。現状では雇用率達成のための受け入れになっている場面がみられるので、就労促進の前に障害者雇用制度の理解と差別なき就労のために徹底した周知をしていただきたいと思います。(松沢)

(7) 施策6『保健医療体制の充実』については精神身体合併症を伴う当事者が適切な治療を受診できるよう、また新型コロナウイルス感染対応としてPCR検査費用の助成、通院にかかる福祉タクシー券の支給を理事長から提案しています。

吉井からは、地域精神保健相談員によるアウトリーチ事業をさらに充実していただきフィードバックしてほしいこと、複合的な課題を抱えるご家族や支援を拒絶するご家族の事例でも少しずつ関係性を築いていき孤立させないこと、そして自立生活援助は一定期間(2年)ではなく個別対応で行い、声掛け・見守りを地域の中で行うソフトランディング的な対応にしてはどうかとコメントしました。これこそが『精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム』に繋がり、安心して暮らせる共生社会の実現となるのではないかと思います。(松沢、吉井)

(8) その他

『心身障害者福祉手当(区制度)の拡大』、『福祉的就労賃の拡充』、『権利擁護の成年後見制度利用促進』、『精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム』にもコメントしています。

(松沢)

今回このパブリックコメントを提出するにあたり、練馬区の資料はもとより、北原関保健相談所長様からいただいた資料を参考にしました。ちなみに素案の概要版は全文フリガナ付きで16ページですのでご覧になってみてください。

映画「夜明け前のうた」

— 消された沖縄の障害者 —

3年前「夜明け前」という映画が上映された。これは本土の私宅監置を研究・調査した呉秀三のドキュメンタリー映画であった。この私宅監置は、1900年に「精神病者監護法」によって制度化され、本土では1950年に禁止された。しかし、米軍統治下にあった沖縄では「琉球精神衛生法」として1972年まで存続していたのである。

家族が申請して行政の許可を得て、精神障害者を自宅の檻に入れて監禁するというこの制度は、公的施設の不足を背景に家族に任せる仕組みであった。これは外国に比べ拘束の期間が圧倒的に長い日本の「身体拘束」の源流ともいわれている。「家族の恥」「地域の恥」、ひいては「日本の恥」として闇に葬られてきた歴史である。

本当に恥ずべきは、隠し続ける事ではないだろうか。

(3月12日の朝日新聞夕刊1面に関連記事掲載あり)

3月20日より、

新宿のKs cinemaでロードショー中

医療法人社団一陽会

こころのクリニック石神井

当院は予約制となっております。

ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

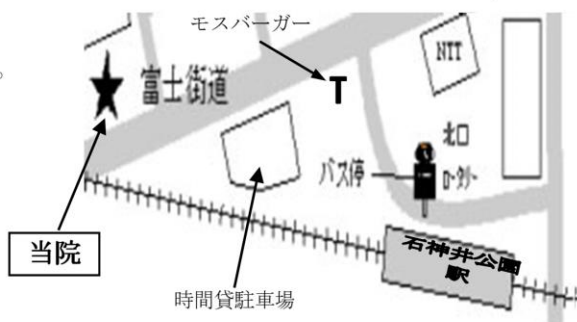
TEL:03-3997-3070

日曜・祝日・水曜日休診

〒177-0041 東京都練馬区石神井 4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい



さくら便りが始まりました

練馬区立大泉障害者地域生活支援センター
さくら所長 藤巻 鉄士氏

～公開講座『スクーデリア』のご紹介～

大泉障害者地域生活支援センターさくら（通称「大泉さくら」）は、開設から十一年目を迎えました。区内に四カ所ある地域生活支援センターの一つです。

大泉さくらでは、毎年、公開講座『スクーデリア』を開講しています。この講座は、約十年前に「障害者害のご家族の学びの場づくり」を目的に、家族限定の講座として始まりました。その後、「参加したい！」というお声をあちこちから頂きましたため、現在では支援者、一般区民も共に参加できる講座としています。他にはない講座にしたいと考え、テーマや講師を考える際に、①当事者を講師として招く、②ご家族の思いを共有できる等を大切にしています。

本年度の『きらら・ういんぐのピアサポーターの活動』では、それぞれの人生と地域生活の中での思いを、当事者の方に話していただき、受講者全員が感動する場となりました。

この他『高次脳機能障害、私の十年』等のテーマで開催しました。来年度も充実した講座を開講します。大泉さくらの広報紙『さくらだより』やホームページでお知らせいたします。是非ご参加ください。

※スクーデリアとは？

Scuderia：イタリア語で「厩舎」「馬小屋」を意味する言葉です。「互いに育ち合う学び舎」のイメージで命名しました。

みんなの声

《 私のコロナ禍におけるストレスの解消法 》

2020年、中国武漢で発生した新型コロナウイルスが全世界で猛烈な勢いで感染範囲を拡大しました。コロナウイルスによる感染を避けるには不要不急の場合を除き家に籠ることがベストです。しかしこの様な状態は徐々にストレスが溜まってきます。

私の昨年秋よりのストレス解消対策は、20代の頃からラグビー観戦（テレビ観戦）を趣味としてきましたので、CS放送、J sportsのラグビー観戦です。ラグビーは日本では長いことマイナーなスポーツでした。

2019年9月20日～11月2日に第9回ラグビーワールドカップが日本で開催されて、全国12都市の会場にて出場国数20カ国（予選出場93カ国）、試合数45、観客動員数1704443人（一試合平均37877人）で多くの観客が見守る中熱戦が繰り広げられました。その影響で日本にも俄かファンが激増しました。

2020年度は、コロナ禍で各ラグビーチームもクラスター発生を恐れ、選手が自主トレにて体を鍛えるのに多くの時間が費やされ、ラグビーで最も重要なチーム連携プレーの練習が思うようにできない状況が続きました。各大会の開催が危ぶまれましたが、協会や大会役員をはじめ多くの人達の協力により各大会が昨年秋より開催に漕ぎつけました。

各大会の中で私が注目したのは、第100回を迎え記念大会として63校が参加した全国高等学校ラグビーフットボール大会で、大阪府東大阪

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を
目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表） Fax・03-3924-3389

★診療について★

受付 午前9:00～11:30 午後1:00～3:00

診療日 月曜日～土曜日（水曜日・土曜日は午前のみ）

休診 水曜日・土曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時2～3名担当しております

花園ラグビー場で2020年12月26日～2021年1月9日まで開催されました。

決勝戦は桐蔭学園（神奈川）対京都成章（京都）で行われ、頂点には他を圧倒する強さ、速さ、うまさを発揮した桐蔭学園に輝き、連覇（第99回大会優勝校）を遂げました。

決勝戦は、前半10対10 後半22対5 計32対15。準決勝は、対大阪朝鮮校（大阪）に前半12対12 後半28対0 計40対12。両試合とも前半（30分）はいずれも同点で折り返して、後半に相手が疲れてきた所を運動量が落ちずに圧倒する強さで勝利を収めました。

その過程においては苦難も味わいました。夏合宿では東福岡（福岡）に14対17で敗戦、花園予選神奈川大会決勝戦では東海大学相模に19対17の辛勝と苦戦しました。

私が一番印象深く良い試合と思ったのは、準々決勝の東福岡（福岡）対東海大大阪仰星（大阪）前半7対7 後半14対14 計21対21、両校共に勝利を譲れない気持ちが剥き出しになり後半ゴールを目標に攻撃する東福岡と猛攻を食い止めてゴールを守る仰星の攻防は本来の試合時間（後半30分が終了48分）を大幅に超えてロスタイムが続き見応えがあり、双方譲らずノーサイドで勝者も敗者もない試合でした。

この両校は、2003年度の第83回大会での初対戦から10回目の対戦での激突 対戦成績は、仰星5勝 東福岡4勝 1引き分け。毎回汗を握る様な試合を展開する好敵手であります。

従来より人気のある高校野球の春の選抜、夏の甲子園選手権の2大会をテレビ観戦する人は沢山おられると思います。両大会で自分が期待した選手が大学やプロに進んで活躍すると非

常に嬉しく感じられる人が多いと思います。

私は、高等学校ラグビー大会で活躍した選手が大学やトップリーグに進んで活躍するのを楽しみにして毎年高等学校ラグビーをテレビ観戦しています。
(K.Yamada)

五行歌

「性格」は変えられないが
「自分」は変えられる とか
自然体で生きて八十路
もう少し
「自分」を変える事なく歩んでいく

(渡邊)

—東京つくし会上半期講演会—
「精神障害者の地域生活を支える訪問看護」
(仮題)

日時：2021年6月17日（木）14:00～16:00

会場：調布市文化会館（田づくり）8階
映像シアター

交通：調布駅中央口出口徒歩3分

講師：渡邊乾(つよし)氏 KAZOC 代表

寄り添う心と ころ

精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します

(交通のご案内)

武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分 又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅行き」にて

慈雲堂前下車徒歩3分

大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅行き」にて関町北一丁目下車徒歩10分

(診療科)

精神科 内科

(併設など) 訪問看護ステーション 精神科大規模デイ・ケア/デイナイトケア グループホームまいとりい



♡♡ ここは 武蔵野サンクチュアリ ♡♡

医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

院長 田 邊 英 一

東京都練馬区関町南4-14-53

T177-0053 Tel. 03(3928)6511

homepage: <http://www.jiundo.or.jp/>

NPO 法人練馬すずしろ会 入会のお誘い

- ・ 隔月 1 回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
- ・ 毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年 2 回）、講演会（年 3～4 回）にご参加いただけます。
- ・ その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

- ・ 会 員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
 - ・ 賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
- <振込先>
三井住友銀行 中村橋支店
普通預金 口座番号 1588974
口座名義：特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会

NPO 法人練馬すずしろ会 4・5 月スケジュール

■4 月 10 日（土）14：00～17：00

2021 年度第 1 回運営&理事会
場所：豊玉リサイクルセンター多目的室（桜台）

■4 月 25 日（日）13：30～17：00

2021 年度第 1 回練馬すずしろ会交流会
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

■5 月 8 日（土）14：00～16：00

2021 年度第 2 回練馬家族会運営&理事会
場所：豊玉リサイクルセンター会議室 1・2（桜台）

■5 月 23 日（日）13：30～17：00

第 16 回練馬すずしろ会総会&2021 年度第 2 回交流会
13：30～14：30 総会 14：30～16：30 交流会
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 4

区内各保健相談所「家族の集い」4・5 月スケジュール

※初めてのの方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

4 月 20 日（火） 5 月 25 日（火） 10:00～12:00
大泉保健相談所 大泉学園町 5-8-8 電話 03-3921-0217

4 月 9 日（金） 5 月 7 日（金） 13:30～15:30
関保健相談所 関町東 1-27-4 電話 03-3929-5381

4 月 13 日（火） 5 月 18 日（火） 14:00～16:00
北保健相談所 北町 8-2-11 電話 03-3931-1347

※北保健相談所は 3 月 29 日より平和台に移転しました。

4 月 26 日（月） 5 月 31 日（月） 14:00～16:00
豊玉保健相談所 豊玉北 5-15-19 電話 3-3992-1188

4 月 26 日（月） 5 月 24 日（月） 14:00～16:00
石神井保健相談所 石神井町 7-3-28 電話 03-3996-0634

4 月 27 日（火） 5 月 25 日（火） 14:00～16:00
光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 電話 03-5997-7722

※北保健相談所と光が丘保健相談所は火曜日に変更です。

精神障がい者相談員が電話で相談を伺います。携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい。

- ・ 練馬家族会事務所への電話相談： 電話番号 03-3994-3382 火・水・金 13：30～16：30
- ・ 携帯電話への相談： 松沢 勝 070-4097-2801 月～金 10：00～17：00
 轡田 英夫 070-3975-9372 同上 渡邊ミツ子 070-3965-8791 同上
 工藤 邦子 070-3991-4924 同上 吉井 美恵 070-4076-9647 同上

—NPO 法人練馬すずしろ会主催 講演会—

「青年期から成人期における 発達障碍の課題」

日時：2021 年 5 月 9 日（日） 14:00～16：00
会場：練馬区立区民・産業プラザ 3 階研修室 2
講師：白梅学園大学 子ども学部発達臨床学科
 廣澤 満之氏
参加：無料、先着順

—NPO 法人練馬すずしろ会—

第 16 回通常総会のお知らせ

日時：2021 年 5 月 23 日（日）
13：30～14：30 総会 14：30～16：30 交流会
場所：区民・産業プラザ 3 階 研修室 4
正会員の皆様には是非ともご出席下さいます
ようご案内します。

大泉学園北口徒歩 3 分
医療法人社団地精会

大泉 金杉クリニック

神経科・精神科・心療内科

<http://www.kanasugi-clinic.com>
TEL 03-5905-5511（予約制）

練馬すずしろ会 会報 2021 年 4・5 月号
2003 年 11 月創刊 通巻第 203・204 号

発行日：2021 年 3 月 20 日
発行所：特定非営利活動法人
 練馬精神保健福祉会 事務局
〒176-0002 東京都練馬区桜台 1 丁目
 6-3 吉村ビル 303

発行人：NPO 法人練馬精神保健福祉会
編集：NPO 法人練馬精神保健福祉会
 編集委員会